

# 世田谷区業務継続計画<震災編> (BCP) 概要版

## 修正の視点

### (1) 実災害の教訓等を反映

- ① 東日本大震災、平成28年熊本地震等の実災害の教訓を踏まえた災害対策関連法令改正や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(平成28年2月、内閣府(防災担当))の改定内容等を踏まえる。
- ② 東日本大震災を踏まえ、都が全面的に見直した「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月、東京都防災会議)より、本区全体の人的被害、建物被害、ライフラインの被害状況等を反映する。

### (2) 関連計画・マニュアル等との整合

- ① 世田谷区地域防災計画(平成29年修正)の新たな防災対策を反映し、災対各部の応急対策業務、優先すべき復旧・復興業務を選定する。
- ② 本計画を具体化する「世田谷区震災時職員行動マニュアル」「世田谷区震災復興マニュアル」(今年度修正中)に示される応急対策業務、復旧・復興業務との整合を図り、災害時の実行性を確保する。

### (3) 非常時優先業務の見直し(計画策定から6年を経過)

- ① 最新の組織体制で非常時優先業務の見直しを行う。
- ② 災対各部、各課が選定した非常時優先業務ごとに業務内容を整理し、発災から1ヶ月以内の業務実施に必要な区職員の人数を検討する。
- ③ 災対各部、各課の非常時優先業務及び業務開始目標時間等の整合を確保する。
- ④ 応急対策業務を行うための非常配備態勢に基づき、発災から経過時間ごとの職員参集推計の見直しを行う。
- ⑤ 非常時優先業務に関する検討内容をデータベース化し、計画の持続的メンテナンス体制を構築する。

### (4) 執行環境の確保

- ① 非常時優先業務を行うための執行環境の確保において、関係所管で構成する検討部会を開催して「現状」及び「課題」と「対策の方向性」を時点修正する。
- ② 新たな検討項目として、第1庁舎、第2庁舎に所在する各課の「代替庁舎」について、候補施設の災害時の使用用途、収容可能面積等を基に具体化する。

## 世田谷区業務継続計画<震災編> (BCP) の項目について

### 第1章 基本的な考え方

- 業務継続計画とは
  - ・利用できる資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行するため、優先すべき業務を特定し、必要な資源の準備や対応方針を定める計画である。
- 本計画の目的
  - ・震災時において、区民の生命及び財産を保護し、区民生活に必要な不可欠な業務を早期再開することを目的とする。

### 第2章 計画の前提条件

- 地震の規模・発災条件
  - ・東京湾北部地震 M7.3
  - ・冬の夕方18時、風速8m/秒
  - ・区の7割弱の地域(66.8%)で震度6強の揺れ
- 想定される被害

区全体の被害想定			
死者	655人	負傷	7,449人
全壊	1,366棟	焼失	21,727棟
電気停電率	19.4%	上水道断水率	30.8%
固定電話不通率	12.7%	下水道被害率	24.7%

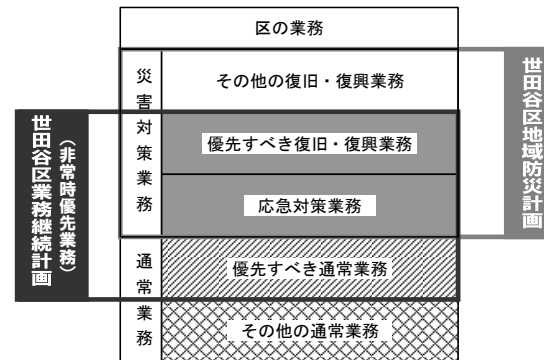
- 想定される職員体制
  - ・就業時間外(朝5時)発災を想定し、居住地から指定参集場所への参集を時系列で推計する。

※非常配備態勢全員で5,409人

時間	発災～4時間以内	4～8時間以内	8～24時間以内	24～72時間以内	72時間～1週間以内
人数	1,941人	2,925人	3,753人	4,221人	5,294人
割合	35.9%	54.1%	69.4%	78.0%	97.9%

### 第3章 非常時優先業務

- 非常時優先業務の選定
  - ・前提条件を踏まえ、発災後1ヶ月以内に優先して開始すべき「非常時優先業務」を選定し、業務開始目標時間、実施に必要な人数を検討する。



- 非常時優先業務の選定結果
  - ・非常時優先業務は858
  - ・うち災害対策業務が416、優先すべき通常業務が442

### ○ 主な非常時優先業務

業務開始目標時間	非常時優先業務	
	災害対策業務	優先すべき通常業務
発災～4時間	執務環境確認・活動場所確保 災害対策本部の設置 拠点隊の巡回・情報収集 緊急輸送対応	
4～8時間	避難所の状況把握、開設の支援 応急給水の実施	
8～12時間	物資集積所開設・管理	戸籍届出受領事務
12～24時間	遺体収容所の開設 ごみ収集および措置	
24～48時間	物資輸送の実施	
48～72時間	福祉避難所の開設 緊急保育の実施、応急教育の順次実施 災害復興計画基本方針決定	あんしんすこやかセンター相談業務
72時間～1週間	被災者総合相談所の開設 被災者生活実態調査の実施	
1～2週間	り災証明発行に関する相談所開設	母子保健相談、育児相談 住民記録・住居表示(※) 戸籍関係証明書発行(※)
2週間～1ヶ月間	り災証明発行 応急仮設住宅入居者の募集等	保育サービスに係る事務 (区立・私立保育園等)

(※)5支所のうち世田谷総合支所において先行して再開する

### 第4章 非常時優先業務の執行環境の確保

#### ○ 非常時優先業務の執行環境確保(概要)

項目	主な課題	主な対策の方向性
職員	○非常時優先業務の実施に必要な人員の確保	○非常時優先業務の選定結果を基に、非常配備態勢の見直しを実施 ○非常配備態勢、参集場所の定期的な更新、訓練等を通じた職員への周知徹底
庁舎	○代替施設の確保、バックアップ機能の充実 ○応急危険度判定及び緊急点検の実施体制の確立	○代替施設への必要な資機材の配備、具体的な使用方法等の検討 ○大学等との協力協定による予備施設の確保 ○判定する施設の優先順位、区・応援者の役割分担の検討、建物の緊急点検体制の確立
通信	○様々な状況に備えた多様な連絡手段の確保	○防災行政無線の新規配備及び定期訓練による操作習熟 ○無線配備の推進及びその他通信手段の検討
情報システム	○情報システムの早期復旧 ○情報システム復旧後の運用体制の構築	○重要システムのクラウドサービスへの移行 ○システム運用委託事業者と早期復旧体制に向けた協議の実施 ○各所管によるシステム復旧後の対応体制及び手順の明確化、マニュアル整備
移動手段	○車両の確保 ○自動車以外の移動手段確保	○民間事業者との災害時協力協定締結の検討 ○パンクレスタイヤを装着した自転車の導入
飲料水食料等	○職員用食料・飲料水の3日分確保	○職員用食料・飲料水の更新(保存期限に応じた定期的入れ替え)

### 第5章 計画の推進

#### ○ 推進体制

- ・全庁的に取り組みを進めるため、災害対策推進本部(部長会構成員で構成)を本計画の推進体制とする。
- ・業務継続のための職員配置は、事業継続対策部会にて調整する。